

2016年5月25日

中国・ベトナムの漢文文献の中の南シナ海方面の記述について 補遺 14

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

「20世紀前半における南シナ海への日本人の関与に関するメモ」のなかで、1933年にフランスがスプラトリー7島の領有を宣言した際の中国の領土主張に関する日本側の認識として、「中国の主張は、これらの島々に中国漁民が出漁時に居住している、あるいは、地理的近接しているという以外に法的根拠は無く、日仏に比し根拠薄弱とみなされている」と記した。中国がフランス側に正式に抗議しなかったのは、中国側もそのことを自覚していたからであろう。中国の外交関係者が同様の判断を下していたことが、『外交評論』第2巻第10期（1933年）に掲載された陸東亜「西沙群島應有之認識」の次の一節に示されている（「九島」とあるのはフランスが領有宣言をしたスプラトリー7島を誤解して記したもの）。

・・・至今後我國應取何種方針、則有数端不能不注意者：

（1）九島是否亦為我國領土、至今尚無確實證明。按先佔有効の條件；（甲）須以國家為主體；（乙）須具有佔有的意思；（丙）須為實力的佔領。縱有少数瓊人赴島居住。是否足以為我國先佔之論據；在國際法上、實不無疑問。且九島問題、事實上已成為法日爭奪南洋權之中心點。法得之於今日、日法邦交必然受一絕大打擊。由於法日關係之變化、而引起太平洋形勢之改變、對於我國未嘗無利。故我國對於法佔九島事件、似應暫取冷觀態度、一面則於西沙羣島之佈置。宜積極進行、不遺餘力。如此方可以阻止他人之攘奪、未雨綢繆、此其時也。

（2）如何開發西沙羣島以期鞏固國防、則可分為下列三端。（一）政治上之設施：西沙羣島有瓊人居住、捕魚為業、固為事實、然對政治上經濟上交通上之設施、則向未所聞。今為防患計、政治上應設一專員、管理羣島行政事宜、隸屬於廣東省政府、或另設專署、直屬中央、均無不可、惟求其能開發島源、鞏固國防而已。（以下略）

これまで述べてきたとおり、中国はフランスが領有を宣言するまでスプラトリー諸島を自国の領土と考えたことはなかった。このとき初めて失地意識と同時に領土意識が虚偽意識として芽生えつつあったわけであるが、その虚偽的領土の根拠を国際法に求めてもうまく行かないことを自覚している著者は、むしろ日仏がスプラトリーをめぐる争うことにより国際情勢が中国に有利になることを期待している。

スプラトリーについては静観しつつ、パラセルに勢力を傾注して国防を強化することを主張している。1909年に初めて形成されたパラセル＝西沙に対する中国人の領土意識は、この著者においては既に堅固である。しかし、国防強化の方策を見ると、領土意識だけが先行して実効支配とは程遠いことが正直に暴露されている。パラセルには、このときまで一度

たりとも中国の官吏が駐在員として置かれたことがなかったということが知られる。